

様式 1 公表されるべき事項

別添

独立行政法人労働安全衛生総合研究所の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成20年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員報酬に係る業務の反映については、常勤・非常勤役員の業績及び法人の業績を総合的に判断した結果、報酬の増減は行われなかった。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長 該当無し

理事 該当無し

理事(非常勤) 該当無し

監事 該当無し

監事(非常勤) 該当無し

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成20年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,424	千円 11,064	千円 4,923	千円 1,328 (特別地域手当) 109 (通勤手当)		3月31日	
A理事	千円 14,079	千円 10,116	千円 2,951	千円 1,012 (特別地域手当) 0 (通勤手当)	4月1日	3月31日	※
B理事	千円 4,994	千円 2,658	千円 1,969	千円 266 (特別地域手当) 100 (通勤手当)		7月11日	*
C理事	千円 9,780	千円 6,749	千円 2,174	千円 786 (特別地域手当) 71 (通勤手当)	7月12日		◇
A監事	千円 14,123	千円 8,736	千円 3,887	千円 1,048 (特別地域手当) 451 (通勤手当)			*
B監事 (非常勤)	千円 2,688	千円 2,688	千円 0	千円 0			

注1:「特別地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成20年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
		年	月				
理事A	千円 2,529	2	0	20.3.31	1	独法評価委員会による業績評価	※
理事B	千円 3,920	3	3	20.7.11	1	独法評価委員会による業績評価	*

注1:「摘要」の独立行政法人評価委員会による業績の評価等により、退職手当支給額の決定を行った。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付しています。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

独立行政法人労働安全衛生総合研究所中期計画の予算における人件費の範囲内で人事院勧告等を考慮し、人件費の効率化を推進している。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

独立行政法人通則法第63条第1項の規定に基づき、職員の勤務成績を考慮する等により決定している。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

独立行政法人通則法第63条第1項の規定に基づき、職員の勤務成績に応じた昇格者の選任及び昇格幅の決定等により反映させている。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	「一般職の職員に関する法律」に準拠して、職員の勤務成績を考慮し、勤勉手当を支給する。

ウ 平成20年度における給与制度の主な改正点

該当なし

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成20年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	83人	47歳	8,637千円	6,367千円	172千円	2,270千円
事務・技術	9人	40.1歳	5,952千円	4,346千円	244千円	1,606千円
研究職種	73人	47.8歳	9,009千円	6,646千円	165千円	2,363千円
技能・労務職種	1人					

在外職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
------	------------	---	----	----	----	----

任期付職員	人 3	歳 39.2	千円 6,470	千円 5,021	千円 151	千円 1,449
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人 3	歳 39.2	千円 6,470	千円 5,021	千円 151	千円 1,449

再任用職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

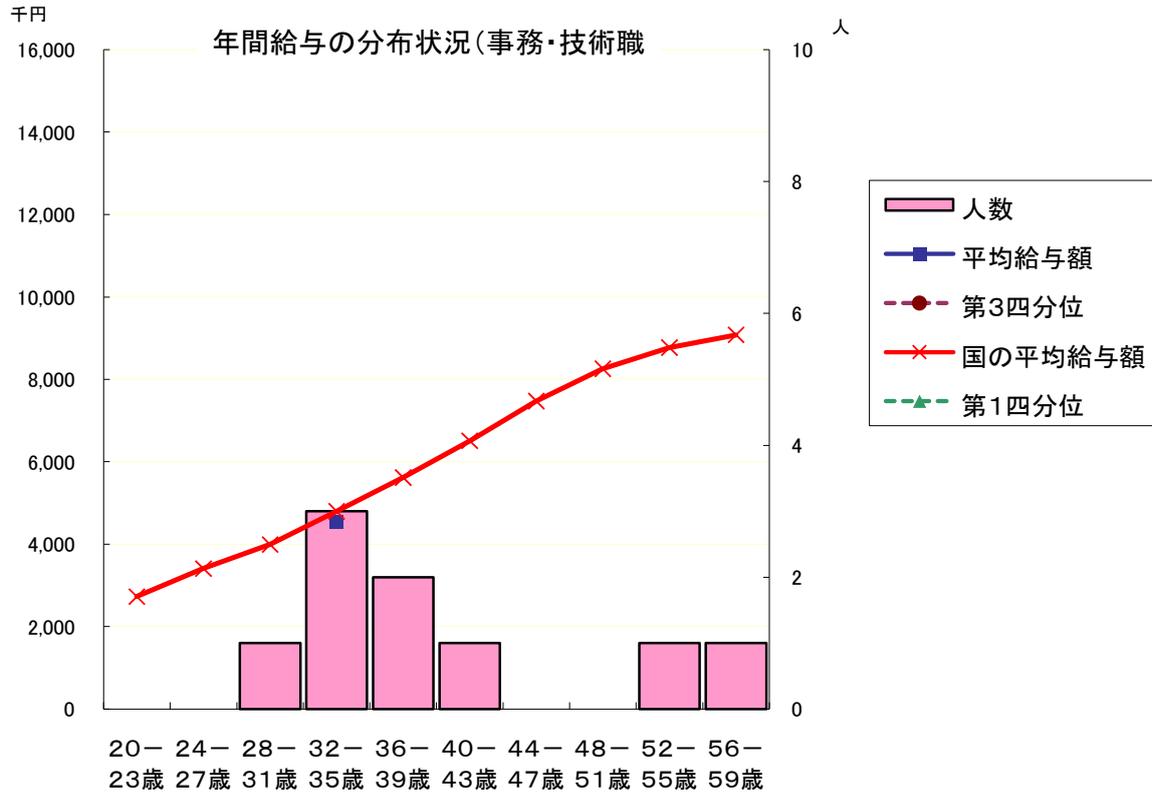
非常勤職員	人 該当者なし	歳	千円	千円	千円	千円
事務・技術	人	歳	千円	千円	千円	千円
研究職種	人	歳	千円	千円	千円	千円

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

注2: 技能・労務職種については、対象者が1名のため当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「人員」以下の事項については記載しない。

注3: 医療職種、教育職種については該当者がいないため、省略している。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。

注2:「32-35歳」以外の年齢層については、該当者が2名以下のため、平均給与額を記載しない。

注3:全ての年齢層について、該当者が4名以下のため、第1分位・第3分位を記載しない。

(事務・技術職員)

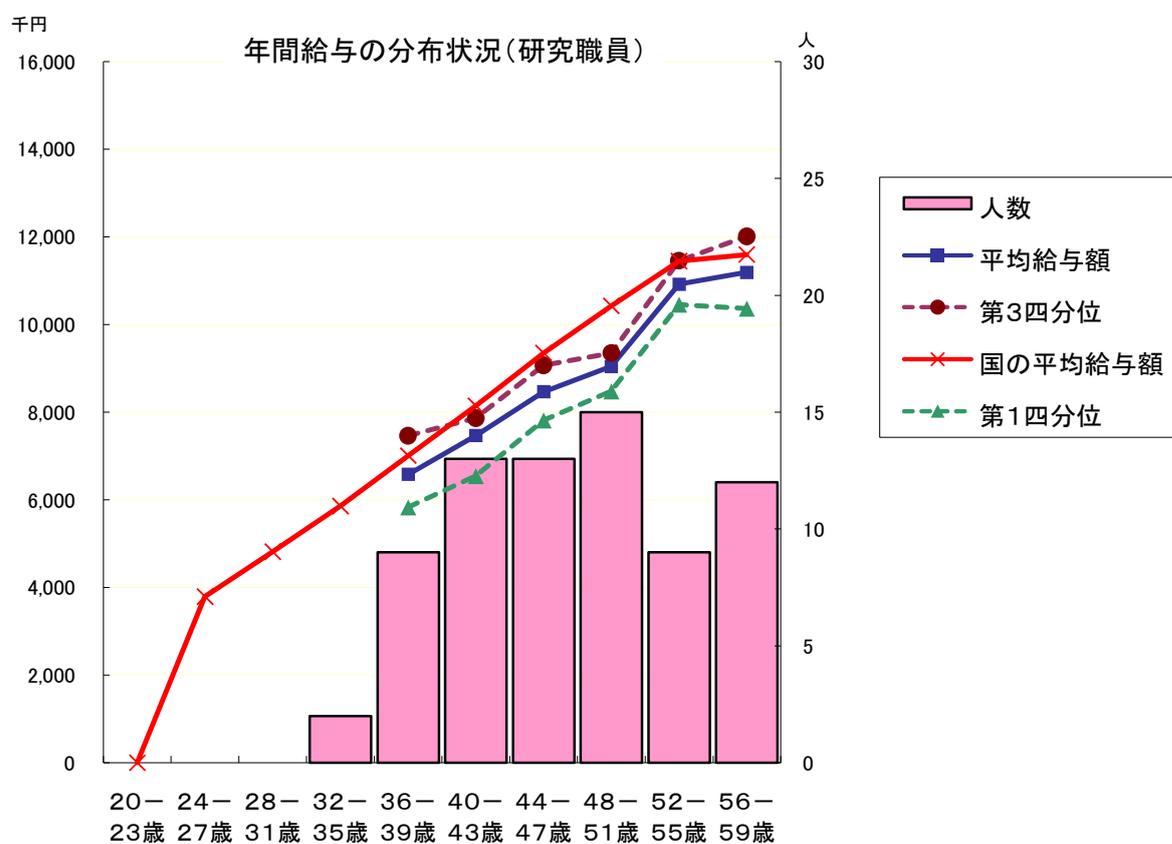
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1分位	第3分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位・本部係長	5	46.1	5,910	6,706	7,412
・本部主任	2				
・本部係員	2				

注1:本部主任及び本部係員については、該当者が2名以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれがあることから、「平均年齢」以下の事項については記載しない。

注2:本部主任及び係員については、該当者が4名以下のため、第1・第3分位については記載しない。

注3:本部課長については、該当者がいないため、記載しない。

② 年間給与の分布状況(研究職員)



注1:「32-35歳」の年齢層については、該当者が2名以下のため、平均給与額を記載しない。

注2:「32-35歳」の年齢層については、該当者が4名以下のため、第1分位・第3分位を記載しない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
代表的職位・本部部长研究員	11	56.0	11,260	11,859	11,859	12,798	12,798
・本部主任研究員	53	47.9	7,811	8,717	8,717	9,214	9,214
・本部研究員	9	37.6	5,512	5,903	5,903	6,045	6,045

注:本部課長は配置されていないが、本部研究部長を配置している。なお、本部研究部長には、研究グループ長を含む。

③ 職級別在職状況等(平成21年4月1日現在)(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分	計	5級	4級	3級	2級
標準的な職位		本部係長	本部係長	本部係長	本部係員
人員 (割合)	人 9	人 1 (11.1%)	人 2 (22.2%)	人 4 (44.4%)	人 2 (22.2%)
年齢(最高～最低)				35.5歳 38 32	
所定内給与年額(最高～最低)				千円 4,335 3,341	
年間給与額(最高～最低)				千円 5,910 4,680	

注:5級、4級、2級の職員については、該当者が2名以下のため、年齢、所定内給与年額、年間給与額欄を記載しない。

(研究職員)

区分	計	5級	4級	3級	2級
標準的な職位		本部研究部長	本部主任研究員	本部主任研究員	本部研究員
人員 (割合)	人 73	人 13 (17.8%)	人 22 (30.1%)	人 30 (41.1%)	人 8 (11%)
年齢(最高～最低)		56.2歳 59 50	49.7歳 59 41	45.4歳 59 36	38.4歳 45 33
所定内給与年額(最高～最低)		千円 9,292 7,893	千円 7,836 6,235	千円 6,774 4,135	千円 4,749 3,945

④ 賞与(平成20年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
一般 職員	一律支給分(期末相当)	64.60%	66.00%	65.30%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	35.40%	34.00%	34.70%
	最高～最低	% 38.8～32.4	% 36.6～30.1	% 35.4～32.4

(研究職)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	57.90%	61.60%	59.90%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	42.10%	38.40%	40.10%
	最高～最低	% 47.7～32.9	% 44.7～30.0	% 43.9～31.4
一般 職員	一律支給分(期末相当)	65.30%	68.50%	67.00%
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	34.70%	31.50%	33.00%
	最高～最低	% 39.8～32.1	% 36.6～29.2	% 35.4～30.6

⑤ 職員と国家公務員及び他の独立行政法人との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／研究職員)

対国家公務員(行政職(一))

95.1

対他法人(事務・技術職員)

88.0

対国家公務員(研究職員)

92.2

対他法人(研究職員)

91.8

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他法人」においては、すべての独立行政法人を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容						
指数の状況	対国家公務員	95.1					
	参考	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="887 385 1066 423">地域勘案</td> <td data-bbox="1102 385 1191 423">93.9</td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 423 1066 461">学歴勘案</td> <td data-bbox="1102 423 1191 461">94.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="887 461 1084 486">地域・学歴勘案</td> <td data-bbox="1102 461 1191 486">94.4</td> </tr> </table>	地域勘案	93.9	学歴勘案	94.5	地域・学歴勘案
地域勘案	93.9						
学歴勘案	94.5						
地域・学歴勘案	94.4						
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	該当なし						
給与水準の適切性の検証	<p>【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 99% (国からの財政支出額2,767百万円、支出予算の総額2,793百万円:平成20年度予算)</p> <p>【検証結果】 当法人は独法化以前は国の付属機関であり、職員は国家公務員であったことから、独法後も引き続き国の給与制度に準拠した給与規程等を定めているため、国の給与構造と同様であり、適切な給与水準となっている。</p>						
	<p>【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成19年度決算)</p> <p>【検証結果】 累積欠損額は0円であり、給与等人件費による当法人への支出に与える影響はない。</p>						
講ずる措置	引き続き、国の給与規程に準じた給与の見直しを行うこととしている。						

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成20年 度)	前年度 (平成19年 度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平 成18年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,031,749	千円 1,043,773	千円 (%) △12,024 (△1.2)	千円 (%) △2,405 (△0.2)
退職手当支給額 (B)	千円 156,887	千円 185,081	千円 (%) △28,194 (△15.2)	千円 (%) 107,423 (217.1)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 20,231	千円 18,836	千円 (%) 1,395 (7.4)	千円 (%) △1,307 (△6.1)
福利厚生費 (D)	千円 125,143	千円 126,203	千円 (%) △1,060 (△0.8)	千円 (%) △5,366 (△4.1)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 1,334,010	千円 1,373,895	千円 (%) △39,885 (△2.9)	千円 (%) 98,345 (8.0)

総人件費について参考となる事項

①最広義人件費については、退職者手当支給額が前年度比15.2%減となっていることから前年度比2.9%減となっている。

②「行政改革推進法」及び「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組状況

i) 中期目標に示された人件費削減の取組に関する事項

「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度以降の5年間において国家公務員に準じた人件費改革の取組を行うこと。併せて、国家公務員の給与構造改革を踏まえ、給与体系の見直しを進めること。

ii) 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

「行政改革の重要方針」を踏まえ、平成18年度以降の5年間で、平成18年4月1日に在籍する統合後法人の人員を前提として支払われる人件費を基準として5%以上の削減を行う。

iii) 人件費削減の進捗状況

平成22年度までに5%の人件費削減にむけて、僅かながら減額している状況である。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17 年度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	1,015,390	986,960	1,010,187	984,799
人件費削減率 (%)		△2.8	△0.5	△3.0
人件費削減率(補正值) (%)		△2.8	△1.2	△3.7

注1:「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率である。なお、平成18年、平成19年、平成20年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%である。

注2:競争的研究資金又は研究開発独立行政法人の受託研究若しくは共同研究のための民間からの外部資金又は国からの委託費及び補助金により雇用される任期付職員、運営費交付金により雇用される任期付研究者のうち、国策上重要な研究課題(第三期科学技術基本計画(H18.3.28閣議決定)において指定されている戦略重点科学技術をいう。)に従事する者及び若手研究者(平成17年度末において37歳以下の研究者をいう。)を削減対象人件費の範囲から除いているため、Ⅲ表の「給与、報酬等支給総額」と削減対象人件費の金額が異なることとなる。

注3:注2の任期付研究者及び任期付職員の人件費を総人件費改革に係る削減対象人件費の範囲から除く前の「給与、報酬等支給総額」(削減対象人件費)は、基準年度(平成17年度)1,053,105千円、平成18年度1,034,154千円、平成19年度1,043,773千円、平成20年度1,031,749千円であった。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし